

日韓間の文化財引渡しの経緯と日韓図書協定の成立

～国会論議を中心に振り返る～

外交防衛委員会調査室 なかうち やすお
中内 康夫

1. はじめに

「図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」（以下「日韓図書協定」という。）は、日本政府が保管する「朝鮮王朝儀軌（ぎき）」等の朝鮮半島由来の図書の韓国政府への引渡しを主たる内容とする二国間条約である。本協定は、2010年11月14日に署名され、2011年5月27日に国会で承認された後、6月10日に発効している。

この日韓図書協定の国会審議においては、過去の日韓間の文化財引渡しの経緯等も踏まえ、図書引渡しの法的性格、韓国への更なる文化財引渡しの可能性、韓国にある日本由来の図書の取扱い、日韓関係全般に与える影響などが議論となり、本協定の締結に賛成・反対双方の立場から様々な質疑が行われた。

以上を踏まえ、本稿では、日韓間の文化財引渡しに関するこれまでの経緯を振り返り、日韓図書協定の概要を説明した上で、国会における主な論議を紹介したい。

2. 日韓間の文化財引渡しをめぐるこれまでの経緯

（1）関係正常化交渉における文化財引渡し問題の取扱い

日韓間の文化財引渡しの問題は、1951年から1965年にかけて行われた関係正常化交渉において、韓国側から請求権問題の一環として取り上げられた。交渉において、韓国側は、1905年に韓国統監府¹が設置されて以降、日本にもたらされた韓国文化財の多くは不正な手段によって持ち出されたものであるとし、韓国国民の文化財に対する感情や朝鮮戦争により韓国内の文化財に大きな被害が出た事情等も強調して、文化財の返還を要求した。これに対し日本側は、日本にもたらされた文化財は、いずれも正当な手続で購入したか、あるいは寄贈を受けたものであり、返還すべき国際法上の義務はないと主張していた²。

関係正常化交渉は、請求権問題の取扱い、李承晩ラインによる日本漁船拿捕問題、韓国の政変等もあって中断・再開を繰り返したが、関係正常化前の1958年、日本政府は、東京国立博物館所蔵の国有文化財（朝鮮総督府が1918年に実施した慶尚南道昌寧郡昌寧面校洞の古墳発掘調査で出土した美術品106点）を韓国側に引き渡した。この引渡しは、当時は極秘裏に行われたが、後日、外務省は、拿捕された日本漁船の乗組員の送還問題等を踏まえ、交渉を円滑に進めるため、文化財返還の法的義務はないが、口頭の紳士協定に基づき、「韓国独立へのはなむけとして日本側の好意で若干のものを贈与した」と説明している³。

（2）日韓文化財・文化協定の締結

14年に及ぶ関係正常化交渉は1965年に妥結し、同年6月22日、日韓両国政府は日韓諸条約（基本関係、漁業、請求権・経済協力、文化財・文化、在日韓国人の法的地位）の署

名に至った。これらの条約は、両国の国会の承認を経て、同年12月18日に批准書の交換が行われている（在日韓国人の法的地位に関する協定以外は同日に発効）。

日韓諸条約のうち、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下「日韓請求権・経済協力協定」という。）は、日本の韓国に対する経済協力を約束する一方、両国及びその国民の間の請求権の問題は「完全かつ最終的に解決」したことを確認している⁴。

その上で、「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下「日韓文化財・文化協定」という。）に基づき、日本政府は、附属書に掲げられた文化財359件1,321点（陶磁器97点、考古資料334件、石造美術品3点、図書163部852冊、通信関係品35点）を韓国政府に引き渡した⁵。これらは、当時、国立博物館を含む国所有の文化財⁶で、韓国領域に由来し、韓国国内に同種のものが多いものなどが対象となったとされる⁷。なお、協定では、文化財を「引き渡す」と規定しているが、当初、韓国側は「返還」、日本側は「贈与」という表現を用いるよう主張し、最終的に「引渡し」という表現で合意した⁸。外務省は、文化財を引き渡す義務はなかったが、「韓国の文化問題に誠意をもってこれに協力する」という趣旨でこの協定を結んだと説明している⁹。

これらの条約により、日韓間の文化財をめぐる問題は国際法上の決着がついた形となり、相手国・国民に対して文化財の引渡しを法的に求めることはできなくなった。

（3）故李方子女史服飾等譲渡協定の締結

日韓文化財・文化協定に次いで、日韓両国間で結ばれた文化財引渡しに関する条約が1991年4月15日に署名された「故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」（以下「故李方子女史服飾等譲渡協定」という。）である。この協定は、国会承認を経て同年5月24日に発効し、朝鮮王朝最後の皇太子妃であった李方子（り・まさこ/イ・パンジャ）女史¹⁰に由来する服飾、装身具等で東京国立博物館に保管されていたもの227点が韓国政府に譲渡された。

協定では、これらの服飾等を「対価なしに譲渡する」と規定しているが、この点について外務省は、韓国側との調整に若干の時間を要したことを認めた上で、譲渡される服飾等は主として日本で作製されたものであり、韓国側からの譲り受けたいとの強い希望や故人の遺志を踏まえ、日韓友好関係等に資するための特別の措置として、日本政府が自発的に無償で譲り渡すものであることから、最終的に韓国側も了解して、このような表現になったと説明している¹¹。

（4）個人・団体等が保有する文化財の引渡し

このように、日韓請求権・経済協力協定の締結により、両国・国民間の請求権の問題は解決しており、日本において個人・団体等が保有する文化財を韓国側に引き渡すべき法的義務はない。他方、日韓文化財・文化協定の合意議事録では、日本政府は、日本国民がその所有する文化財を自発的に韓国側に寄贈することを勧奨する旨が記載されており、韓国政府からは、この寄贈の実績が乏しいとして、日本政府に対して何度かその改善を求める申入れがなされていたとされる¹²。

日本の個人、団体等が朝鮮半島由来の文化財を韓国側に引き渡す動きは、主に1990年

代以降に見られるようになり、例えば、1996年には、朝鮮総督や内閣総理大臣を務めた寺内正毅氏が収集した書籍等（「寺内文庫」）を管理している山口県立山口女子大学（当時、現在の山口県立大学）が、その所蔵品の一部を韓国の慶南大学に寄贈した。

また、2005年10月には、靖国神社が「北関大捷碑（ほっかんたいしょうひ）」と呼ばれる石碑を韓国政府に引き渡した。北関大捷碑は、豊臣秀吉の朝鮮出兵の際、地元義勇軍が日本軍を撃退したことを記念して咸鏡道北部（現在の北朝鮮）に建てられた石碑であり、1905年、日露戦争の際に日本軍将校がこれを日本国内に搬送し、靖国神社で保管されていた。1999年頃から韓国内で引渡しを求める運動が起き¹³、2005年5月の日韓外相会談でも取り上げられた結果、日本政府の仲介の下、靖国神社から韓国政府への引渡しが実現した。その後、同石碑は2006年3月に北朝鮮に移送され、かつて建てられていた場所に戻っている。

さらに、2006年7月には、東京大学が「朝鮮王朝実録」をソウル大学に引き渡した¹⁴。朝鮮王朝実録は、李氏朝鮮王朝の公式記録で、韓国にあるものは国宝に指定され、1997年にはユネスコの「記憶遺産」にも登録されている。実録は複数部作製されていたが、五台山史庫¹⁵に保管されていたものが1913年に朝鮮総督府によって東京帝国大学附属図書館に移管された。その後、大部分が関東大震災によって焼失したが、2006年3月、韓国内で民間人が中心となって「朝鮮王朝実録還収委員会」が設立され、残っている実録の引渡しを東京大学に求めた結果、東京大学はそれらをソウル大学に寄贈することとした。

（表1）日韓間の文化財の引渡しをめぐる主な動き

1958年	日本政府が東京国立博物館所蔵の国有文化財（慶尚南道昌寧郡昌寧面校洞出土の美術品106点）を韓国側に引渡し。
1965年6月	日韓関係正常化に際し、両国政府は「日韓請求権・経済協力協定」に署名（国会承認を経て12月発効）、請求権の問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認。また、「日韓文化財・文化協定」に署名（国会承認を経て12月発効）、日本政府は考古品、図書等の359件、1,321点を韓国政府に引渡し。
1991年4月	日韓両国政府は「故李方子女史服飾等譲渡協定」に署名（国会承認を経て5月発効）、日本政府は同女史に由来する服飾等227点を韓国政府に引渡し。
1996年	山口県立山口女子大学が「寺内文庫」の所蔵品の一部を韓国の慶南大学に引渡し。
2005年10月	靖国神社が「北関大捷碑」を韓国政府に引渡し（その後、韓国から北朝鮮に移送）。
2006年7月	東京大学が「朝鮮王朝実録」をソウル大学に引渡し。
2010年8月	菅内閣が日韓併合100年に際し「日韓関係に関する総理談話」を閣議決定（10日）。その中で「朝鮮王朝儀軌」等の朝鮮半島由来の図書の韓国への引渡しを表明。
11月	日韓両国政府は「朝鮮王朝儀軌」等の図書1,205冊の韓国政府への引渡しを主たる内容とする「日韓図書協定」に署名（14日）。
2011年6月	「日韓図書協定」が国会承認を経て発効（10日）。

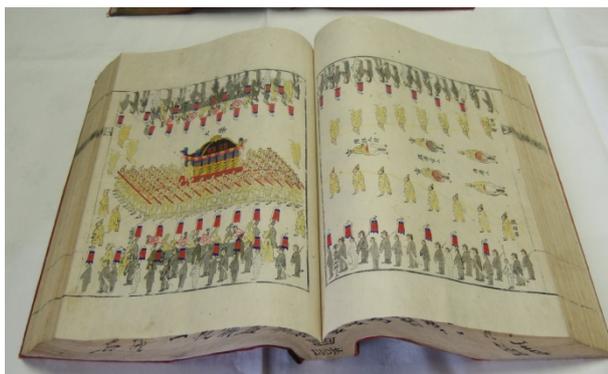
（出所）外務省資料、新聞報道等に基づき筆者作成。

北関大捷碑や朝鮮王朝実録の引渡しが実現したこともあり、近年、韓国では、民間人や国会議員らが中心となって、日本にある朝鮮半島由来の文化財の引渡しを日本側に働き掛ける動きが活発になっている¹⁶。日韓図書協定により韓国政府に引き渡すこととなった宮内庁所蔵の朝鮮王朝儀軌についても、それまでに韓国側から引渡しを求める様々な動きがあった（後述）。また、民間が保有するものでは、東京の私立美術館である大蔵集古館にある「利川（イチョン）五重石塔」の引渡しを求める動きなどが最近注目されている。

3. 日韓図書協定の作成に至る背景・経緯と概要¹⁷

(1) 朝鮮王朝儀軌の引渡しを求める韓国内の動き

「朝鮮王朝儀軌」は、李氏朝鮮時代の王室の嘉礼（結婚式）や国葬、築城など、国家や王室の主要行事を図と文章で詳細に記録した図書群の総称である。現在、韓国にある朝鮮王朝儀軌約3,500冊は、2007年6月にユネスコの「記憶遺産」に登録されている。



(写真) 朝鮮王朝儀軌（「明成皇后国葬都監儀軌」）
（参議院外交防衛委員会による宮内庁書陵部視察の際に撮影）

朝鮮王朝儀軌は同じ内容のものが複数部作製されていたが、1922年、朝鮮総督府によって五台山史庫等に保管されていたものが宮内省（当時）に移管された。現在、宮内庁書陵部が所蔵している朝鮮王朝儀軌の大部分は、そのときのものである。

2001年10月、韓国の海外典籍調査研究会の調査で宮内庁に朝鮮王朝儀軌が所蔵されている事実が明らかとなり、その後、韓国ではその引渡しを求める様々な動きが見られた。

2006年9月、民間人を中心とした「朝鮮王朝儀軌還収委員会」という団体が設立され、日本政府等に対して儀軌の引渡しを求める要望書が提出されたほか、韓国国会においても、2006年12月と2010年2月の2回にわたり「日本所蔵『朝鮮王朝儀軌』返還要求決議案」が可決された。

(2) 内閣総理大臣談話の閣議決定と日韓図書協定の作成

こうした動きのある中、日韓併合から100年となる2010年8月29日を前に、菅内閣は同月10日、日韓関係に関する内閣総理大臣談話を閣議決定した。その中では、「植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛」に対し、「痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明」し、在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援といった人道的な協力を今後も誠実に実施する方針を示すとともに、「日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、日本政府が保管している朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書について、韓国の人々の期待に応じて近くこれらをお渡ししたいと思います」と表明した。

内閣総理大臣談話を受け、日韓両国の政府間で図書の引渡しのための協定作成の協議が行われた結果¹⁸、同年11月14日、横浜において、日本側・前原誠司外務大臣（当時）と韓国側・金星煥（キム・ソンファン）外交通商部長官との間で日韓図書協定の署名が行われた。

(3) 日韓図書協定の主な内容

日韓図書協定は、前文、本文3か条、末文及び附属書から成る。

まず、第1条は図書の引渡しを規定し、「日本国政府は、両国及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書を、両国政府間で合意する手続に従ってこの協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡す」としている。ここで言う「引き渡す」とは「無償譲渡」のことである¹⁹。

次に第2条では、「両国政府は、前条に規定する措置により両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努める」と規定している。

そして第3条では協定発効の手続を定めており、「各政府は、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを書面により相手国政府に通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる」としている。

最後に附属書には、協定に基づき韓国政府に引き渡される朝鮮半島由来の図書 150 部 1,205 冊（いずれも宮内庁書陵部所蔵）が掲げられている（表2参照）。

(表2) 日韓図書協定に基づき韓国政府に引き渡される図書

<p>(ア) 朝鮮王朝儀軌 81 部 167 冊</p> <p>【代表的な図書の例】</p> <p><small>めいせいこうごうこくそうとかんぎき</small></p> <ul style="list-style-type: none">・「明成皇后国葬都監儀軌」4冊 朝鮮王朝の高宗の妃である明成皇后（閔妃）の国葬記録。1898年作成。・「宝印所都監儀軌」1冊 朝鮮国王が使用した「朝鮮国王之印」など11印を改鑄した際の記録。1876年作成。・「大禮儀軌」1冊 朝鮮国王の高宗の即位についての記録。1897年作成。・「璿源譜略修正儀軌」1冊 王室の族譜中、翼宗に皇帝の尊号を奉ったことなどの修訂の記録。1904年作成。 <p>(イ) その他 69 部 1,038 冊</p> <p>【代表的な図書の例】</p> <p><small>そうしたいぜん</small></p> <ul style="list-style-type: none">・「宋子大全」102冊 朝鮮王朝中期の文人官僚で、孝宗の重臣であった宋時烈の著作全集。著者の没後、肅宗の時代に遺稿を集めて編纂したもの。1787年作成。・「弘齋全書」100冊 朝鮮王朝の正祖の著作全集。正祖の次男で、王位を継いだ純祖の宮廷で編集・刊行されたもの。19世紀前半作成。・「(増補)文献備考」2種99冊 朝鮮王朝の英祖が朝鮮の社会や文化について分野ごとにまとめさせた『東国文献備考』の増訂本を基に高宗のとき更に増補させたもの。1908年作成。
--

(出所) 外務省資料「日韓図書協定：引渡し対象の図書について」を参考に筆者作成

4. 日韓図書協定の国会論議

日韓図書協定の署名を受け、2010年11月16日に協定の承認案件が第176回国会（臨時会、2010年10月1日－12月3日）に提出されたが、審議は行われず、衆議院で継続審査となった。その後、第177回国会（常会、2011年1月24日－）において、協定の審議が開始され、衆参の委員会でそれぞれ対政府質疑、参考人意見陳述・質疑²⁰、宮内庁書陵部での引渡し対象図書の視察などが行われた後、2011年5月27日に日韓図書協定は国会承認された²¹（表3参照）。

国会審議の中では、協定締結に賛成・反対双方の立場から、様々な論点について議論が行われており、以下、対政府質疑と答弁を中心にその概要を紹介する。

（表3）日韓図書協定の国会での審議経過

		衆議院	参議院
国会提出		2010年11月16日	
委 員 会	付託委員会	外務	外交防衛
	本付託	2011年1月24日	2011年5月18日
	趣旨説明	4月20日	5月19日
	視察	4月20日（宮内庁書陵部）	5月24日（宮内庁書陵部）
	対政府質疑	4月22日、4月27日	5月24日、5月26日
	参考人意見陳述・質疑	4月27日	5月26日
	討論	4月27日 （自民（反対））	5月26日 （自民（反対）、社民（賛成））
	採決	4月27日 承認（多数）	5月26日 承認（多数）
本会議	討論	-	5月27日（自民（反対））
	採決	4月28日 承認（多数）	5月27日 承認（多数）
備 考		2010年11月14日、日韓外相が協定に署名 2011年6月10日、協定発効	

（1）図書引渡しの法的位置付け

日韓図書協定に基づき日本に所在する図書を韓国側に引き渡すことは、請求権の問題を解決済みとした日韓請求権・経済協力協定の考え方を変更することになるのか質疑がなされた。これに対し松本剛明外務大臣は、これまでの日本政府の立場を変えるものではなく、今回の引渡しは請求権の問題とは関係ないとの認識を示した上で、今後の韓国との未来志向の関係構築に資するとの判断から、「日本側の自発的措置として行うもの」であることを強調した²²。

また、協定において、図書を「引き渡す」と規定していることについて、松本外務大臣は、義務に基づくものではなく、日本側の自発的措置で行うものとの趣旨を踏まえ、韓国政府との協議も経て、この文言を用いることになったと説明した。さらに、韓国国内では図書の「返還」という言葉が使用されているとの指摘に対しては、協定の韓国語の正文でも「返還」ではなくて「引き渡す」という意味の「インド」という言葉が使用されており、法的な問題で日韓両国政府間の認識は異なっていないとの考えを示した²³。

(2) 日韓図書協定締結と日本の国益

日韓図書協定では、日本政府が一方的に韓国政府に図書を引渡すこととなるが、協定締結によって日本にどのような利益があるのかが議論となった。松本外務大臣は、「図書の引渡しは韓国の方々の期待に応える部分もあるので、両国の国民の気持ち、感情が一層良くなることが期待される」とし、これからの100年を未来志向で臨むことができれば、「日韓両国にとってウイン・ウインの関係になる」と説明した。その上で、「隣国である韓国との関係を進展させることは日本の国益にとって極めて重要であり、重層的な日韓関係を深めていく必要がある」との認識を示した²⁴。

なお、フランス政府は、2010年11月、その保有する朝鮮王朝儀軌を韓国側に貸与することで韓国政府と合意しており、図書を引渡すとした日本政府との対応の違いも議論となった。高橋千秋外務副大臣は、これまでの日韓と韓仏の歴史の違い、国内制度の違いがあり単純に比較できないと述べた上で、韓国政府はその違いを十分認識した上で、本件図書を引渡すとの日本政府の措置を高く評価していると説明した²⁵。

(3) 総理談話の作成経緯、意義

2010年8月10日の日韓関係に関する総理談話の作成経緯について質された福山哲郎内閣官房副長官は、2009年9月の政権交代後、日韓併合から100年という節目の年を迎えるに当たりどのようなことができるのか外務省内で検討を行っていたが、2010年6月の菅内閣発足の後、菅直人総理と岡田克也外務大臣（当時）が中心になり、未来志向の日韓関係を構築するために何が適当か議論しながら、総理談話が作成されたと説明した。また、韓国側からの様々な圧力で朝鮮王朝儀軌の引渡しを総理談話に盛り込まざるを得なくなったのではないかと指摘に対しては、そうした圧力は一切なかったと強調した²⁶。

なお、当時、内閣官房長官を務め、総理談話の作成に深く関わったとされる²⁷仙谷由人内閣官房副長官は、その意義について「韓国併合100年の節目である談話を出せたことは、今後の日韓関係を本当の意味で未来志向で豊かなものにしていく」との認識を示した²⁸。

(4) 引渡し対象図書の選定基準・方法

日韓図書協定では、韓国側に引き渡す図書として1,205冊が掲げられているが、その選定基準が質された。これに対し松本外務大臣は、2010年8月10日の総理談話で示された「日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、日本政府が保管している朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書」との基準に基づいて、政府内で調査を行い、該当するものをリストアップした結果、宮内庁が保有する図書1,205冊が特定されたと説明した²⁹。また、伴野豊外務副大臣は、「日本が統治していた期間」とは、1910年から1945年までを指し、「日本政府が保管している」とされていることから、政府以外の個人、団体が保有している図書は引渡しの対象になっていないことを明らかにしている³⁰。

なお、引渡し対象となっている朝鮮王朝儀軌の中には、1917年に宮内省が古書籍商から直接購入した「進饌儀軌（純元王后六旬賀宴）」4冊が含まれており、総理談話の「朝鮮総督府を経由してもたらされ」との基準に合致していないとの指摘がなされた。松本外務大臣は、その指摘を認めた上で、「今回の引渡しは自発的措置によるものであり、進饌儀軌4冊も含めてお渡しをすることが未来志向の日韓関係に資するものと考え、朝鮮王朝儀軌で

あることをもって対象に含めた」と説明した³¹。

また、引き渡す図書を選定するに当たっては、専門家による検討がなされるべきであったとの指摘に対して高橋外務副大臣は、総理談話の基準に基づき、それに合致するものをリストアップしたものであり、引渡し対象図書は重要文化財に指定されていないため、文化財保護法に基づく審議会への諮問を行う必要はなかったと説明した³²。これらの図書が重要文化財に指定されていない理由について、文化庁は、重要文化財の指定は、その所有者に適切な保存管理をしていただくためのものであり、宮内庁においては、従来、その保有する美術工芸品等について文化財としての適切な保存管理が行われていることから、これまで重要文化財の指定を行ってこなかったと説明した³³。

(5) 韓国への更なる文化財引渡しの可能性

今回の図書の引渡しの日韓併合 100 年の節目の年であることを踏まえてのものだとすれば、政府として今後も節目の年などに再び文化財の引渡しを行う可能性があるのかが問われた。松本外務大臣は、「王朝由来という意味で朝鮮王朝儀軌の引渡しは大変大きなもの」と述べた上で、総理談話の基準に合致する図書は今回すべて出しているので、「現時点でこれ以上引渡しをするものがあるとは考えていない」との認識を示した³⁴。また、大蔵集古館所蔵の「利川五重石塔」等、民間所有の文化財の引渡しを求める動きに対する見解も質されたが、松本外務大臣は「政府として答える立場にはない」と述べるにとどまった³⁵。

(6) 引渡し対象図書への日本側研究者によるアクセスの確保、文化協力の推進

図書引渡しにより日本側研究者の活動に支障が出ないように配慮すべきとの指摘に対し伴野外務副大臣は、引渡しに先立ち、対象図書のマイクロフィルム化、デジタル化及び最低限の書誌学的データの整理を行うとともに、韓国側に対し、引渡し後に日本国内の研究者等に対して良好なアクセスが確保されるよう要請する方針であることを明らかにした³⁶。

また、協定第 2 条において、両国政府は、図書の引渡しにより「両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努める」と規定していることの具体的な意味を問われた高橋外務副大臣は、図書の引渡しにより「韓国における学術的、文化的研究の促進に寄与することを通じて、日本と韓国の専門家同士の学術交流、両国間の文化交流・文化協力の発展に資することになる」との見解を示し、政府としては、協定締結をきっかけとして重層的に日韓関係が発展し、未来志向の関係を構築できるように努力していくと表明した³⁷。

(7) 韓国に所在する日本由来の貴重な図書等の取扱い

日韓図書協定の国会審議においては、これまで余り注目されなかった韓国に所在する日本由来の図書の扱いが大きく取り上げられた。

日本政府は、2010 年 11 月 14 日の日韓図書協定の署名の際には、韓国国史編纂委員会や韓国国立中央図書館等に日本由来の図書が多数存在している事実を承知していなかった³⁸。その後、国会議員からの指摘等を踏まえ、外務省は、韓国に所在する日本由来の図書について、日本国内の複数の専門家の協力を得て、現地調査を含めた実態調査を行った。その結果、多数の図書の存在が明らかになるとともに、特に韓国国史編纂委員会が所有する「対馬宗家文書」³⁹には原本や同種本が他にない唯一本が多く含まれる可能性があり、文化財としても学術的にも重要なものが含まれていることが判明した⁴⁰（表 4 参照）。

(表4) 韓国に所在する日本由来の図書の概要

1. 国史編纂委員会（教育科学技術部所属）

約2万8,000冊の「対馬宗家文書」を所蔵（対馬宗家文書全体（約12万冊）の約22%に相当）。1926年と1938年に朝鮮総督府が宗家より購入。原本・唯一本が多く含まれる可能性があり大変貴重であるとされる（一部、日本において既に重要文化財指定を受けている図書の原本や清書された版が存在）。

2. 国立中央図書館（文化体育観光部所属）

数十万冊にのぼる日本関連図書を所蔵。朝鮮総督府図書館（1925年開館）の蔵書、韓国統監府時代の書籍を戦後に継承。図書、雑誌類、朝鮮総督府による行政刊行物・年鑑類、企業の報告書・小冊子等一般書籍が中心で貴重な古書は少ないとされる。

3. 国家記録院（行政安全部所属）

「日帝主要期図書」約5,000冊所蔵。他に、約4万点にのぼる朝鮮総督府が作成保管した公文書、約85万点の図面、個人情報記録、土地台帳等を所蔵。戦前の日本関連書籍は、一般的なものであり貴重な古書は少ないが、朝鮮総督府中枢組織の公文書などは歴史的資料として高い価値があるとされる。

4. 韓国学中央研究院（教育科学技術部所属）

約1万3,000冊の日本関連図書を所蔵。中心的なものは、韓国併合前後の日本との関わりを示す公文書、日本官吏が作成した報告書といった資料。貴重な古書は少ないとされる。

5. ソウル大学図書館

正確な数は不明だが膨大な数の日本関連図書を所蔵。京城帝国大学付属図書館、奎章閣、京城帝国大学学部図書館などの蔵書、公文書を戦後に継承。植民地時代に刊行された図書又は学術専門図書など、一般書籍が大半。一部に日本帝国時代の貴重な文学図書を所蔵。

(出所) 外務省資料「韓国に所在する日本関連図書：概要」及び新聞記事を参考に筆者作成。

こうした状況を踏まえ、国会審議の中では、相互の文化交流・文化協力という協定の趣旨からすれば、日本側が一方的に図書を引渡すのではなく、韓国にある日本由来の貴重な図書の日本への引渡しを求めるべきであるとの主張が繰り返された。これに対し松本外務大臣は、日韓図書協定は日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされた図書に限定してそれらの引渡しを行うことを定めたものであり、その意味において、韓国国内に存在する図書の問題はこれと同列に論じられるべきものではなく、別途検討される性質の話であるとの認識を示した。また、両国間の長い歴史の中でお互い相手国由来の様々な文物が存在している状況において、今回の引渡しに当たってお互いに過去のものの引渡しを求めていけば收拾が付かなくなるおそれがあるとの意見を紹介した上で、「こうした意見にも私どもは耳を傾けたい」と述べ、現時点で日本政府として韓国政府に対してこれらの図書の引渡しを求める考えはないとの見解を示した。その上で、文化交流促進の観点から、これらの図書に対して、日本の専門家の便宜に資するよう閲覧や複写の制限緩和等の

アクセス改善を韓国側に要請し、現在、協議中であることを明らかにした⁴¹。

なお、安国寺（長崎県壱岐市）の経典や鶴林寺（兵庫県加古川市）の阿弥陀三尊像など、日本国内で盗難に遭い、現在は韓国内にある可能性が極めて高い文化財について、日本側の調査への協力を韓国政府に対して改めて要請すべきとの指摘がなされ、松本外務大臣は、日韓図書協定の締結とは直接関係ないものとした上で、指摘を踏まえ、韓国政府に対して改めて捜査・調査協力を要請したことを明らかにし、犯罪への対応については、今後も外務省として韓国側に協力をしっかり求めていきたいとの考えを表明した⁴²。

（８）竹島をめぐる問題等との関係

日韓図書協定の国会審議が行われている時期に、韓国政府は竹島及びその周辺海域に構築物を建設する動きを見せ、閣僚が竹島を訪問したほか、韓国の国会議員３人がロシアのビザで北方領土を訪問したことなどから、日本の領土・主権をないがしろにするような韓国側の行為が続いているとして、こうした状況下では日韓図書協定の締結は見送るべきとの主張がなされた。これに対し松本外務大臣は、韓国側の一連の行為は受け入れられず、累次の機会を通じて韓国側に抗議を行っているとした上で、日韓関係全体を考えれば、重層的な両国関係を深化させていくべきであり、そのためにも協定の審議を進めてもらいたいとの考えを示した⁴³。

（９）北朝鮮との関係

このほか、質問主意書により、朝鮮王朝儀軌は、北朝鮮にとっても貴重な文化財であり、日本に引渡しを求めてくる可能性があるとして、朝鮮王朝儀軌を韓国に引き渡した場合の日朝関係への影響が質された。これに対し政府は、北朝鮮との間では日朝平壤宣言において「文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議すること」が明記されているとした上で、「いずれにせよ、北朝鮮に対し内閣総理大臣談話に基づいて図書の引渡しを行う考えはない」との見解を示している⁴⁴。

5. おわりに

日韓図書協定は2011年6月10日に発効しており、実際の図書の引渡しは、協定発効から6か月以内に行われることとなる。

国会論議にも示されたとおり、松本外務大臣は、本協定の締結について、両国の国民感情をより良いものにし、これからの100年を見据え、未来志向の日韓関係を構築することに役立つものと説明しており、実際の図書の引渡しに当たっても、そうした意義が両国の国民に十分に伝わる形で行われることが期待される⁴⁵。また、引き渡された後の韓国における図書の取扱いについても、日本側研究者のアクセスが十分に確保されるなど、両国の友好関係に資する形での保管・展示が望まれる。

他方、本協定に対する懸念として、日韓併合100年に関連付けて「反省と謝罪」の気持ちで図書を引き渡すということであれば、韓国内における新たな文化財引渡し要求の声を高め⁴⁶、解決済みとしてきた請求権に係る事案を再び外交問題化させることにつながるなどの指摘もなされており⁴⁷、図書の引渡しを韓国側がどのように受け止めるのか、今後の動向を注視する必要があるだろう。

また、韓国に所在する日本由来の貴重な図書の取扱いについて、外務省は、研究者も含めて日本からのアクセスが改善されるよう韓国側に申し入れ、既にそのための協議を開始したとしており、その結果が注目される。なお、これらの図書の日本への引渡しを韓国側に求めていくべきかどうかについては、日韓関係全体の中でどのような意義・影響があるのかを十分に検討した上で判断する必要がある。

最後に、今後の日韓関係を考えた場合、協定第2条にも規定されているように、両国間の文化交流及び文化協力が一層発展することも重要であるとする。一部の識者からは、文化財・文化遺産をテーマにしたより幅広い両国間の対話・協力を進め、その成果を政治・経済分野に波及させる戦略を構築すべきとの提案なども示されており⁴⁸、日本政府としても、様々な施策を検討し、韓国側と協力しつつ、実施に移していくべきであろう。

-
- ¹ 1905年の第2次日韓協約に基づいて大韓帝国の外交権を掌握した大日本帝国が漢城(現在のソウル)に設置。1910年、日韓併合により、大韓帝国の政府組織と統合の上、朝鮮総督府に改組。
 - ² 第46回国会衆議院文教委員会議録第13号1頁(昭39.3.25)
 - ³ 第28回国会参議院外務委員会議録閉第1号7頁(昭33.5.31)、第46回国会衆議院文教委員会議録第13号2頁(昭39.3.25)
 - ⁴ 日韓請求権・経済協力協定では、第1条において、韓国の経済発展に役立てるため、日本は韓国に対して、無償供与3億ドル、政府借款2億ドルの支援を約束(交換公文では、別途、商業借款3億ドル以上の支援も表明)する一方、第2条では、両国及びその国民の間の請求権の問題が完全かつ最終的に解決されたとして、今後、それらに関する主張もすることができない旨が規定されている。
 - ⁵ なお、日韓交渉で韓国側が返還を要求していた文化財は3,200点以上とされており、引き渡された文化財に国宝・重要文化財に指定されたものがなく、民間所有の文化財も除外されたことなどから、日韓両国内には日韓文化財・文化協定の内容は不十分とする批判があった(韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議「日本側から見た流出文化財の問題点と解決への課題」『季刊 戦争責任研究』第72号(2011年夏季号))
 - ⁶ なお、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館及び九州国立博物館は、現在、独立行政法人国立文化財機構に属する組織となっており、その所蔵品は財政法上の国有財産には該当しなくなっている。
 - ⁷ 第166回国会衆議院文部科学委員会議録第8号7頁(平19.4.6)
 - ⁸ 第50回国会参議院本会議録第8号15頁(昭40.11.19)
 - ⁹ 第50回国会参議院本会議録第14号20~21頁(昭40.12.11)
 - ¹⁰ 李方子女史(1901年-1989年)は、旧梨本宮家の長女で、朝鮮王朝皇太子の地位にあった李垠殿下と1920年に御結婚された。1963年に韓国への帰国を果たし、1989年4月にソウルで逝去された。
 - ¹¹ 第120回国会参議院外務委員会議録第7号1頁、8頁(平3.4.25)、第120回国会衆議院外務委員会議録第11号15頁(平3.4.24)
 - ¹² 「韓国が文化財返還を要求」『毎日新聞』(平2.2.9)、「金泳三大統領来日 なお宿題多い日韓関係 文化財返還、日本が努力を」『毎日新聞』(平6.3.23)
 - ¹³ 日本政府は、日韓請求権・経済協力協定の締結により請求権の問題が解決していることから、その後の文化財の韓国側への移送については「返還」という言葉は用いず、主として「引渡し」と称している。他方、韓国においては、海外にある朝鮮半島由来の文化財を同国内で保有しようとする事について、一般的には「返還」や「還収」という言葉が用いられているようである。本稿では、日本政府の立場を踏まえ、韓国内の動きを記載する際にも、原則として「引渡し」と表現する。
 - ¹⁴ 韓国側に引き渡された朝鮮王朝実録は、国立大学法人である東京大学が保有していたものであり、財政法上の国有財産には該当しないため、引渡しに当たり、財政法上の制約を解除するために国会承認条約を締結する必要はなかった(第177回国会参議院外交防衛委員会議録第11号15頁(平23.5.26))
 - ¹⁵ 李氏朝鮮時代に王室関連の文書・図書を保管していた史庫の一つで現在の韓国江原道平昌郡に所在。
 - ¹⁶ 伊藤孝司「韓国・北朝鮮からの文化財返還要求をどのように受け止めるのか」『世界』(2008.2)
 - ¹⁷ 日韓図書協定の作成経緯及び内容の詳細については、中内康夫「日韓図書協定の作成経緯と主な内容～『朝鮮王朝儀軌』等の韓国政府への引渡し～」『立法と調査』第314号(2011.3.8)も参照されたい。

- ¹⁸ 財政法（昭和22年法律第34号）では、「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」（第9条第1項）と規定しており、国有財産である政府保管の図書の韓国政府への引渡し（無償譲渡）に当たっては、そのための特別な法律を制定するか、条約の形式をとって国会の承認を得るなどの手続をとることにより、財政法上の制約を解除する必要がある。そのため日本政府は、朝鮮半島に由来する特定の図書を日本政府から韓国政府に引き渡すことを定める協定（日本においては国会承認条約）を韓国政府との間で結ぶこととした。
- ¹⁹ 第177回国会衆議院法務委員会議録第9号11頁（平23.4.26）
- ²⁰ 衆議院外務委員会は、2011年4月27日、慶應義塾大学名誉教授田代和生君、拓殖大学教授下條正男君及び茨城大学名誉教授荒井信一君から意見を聴取した。また、参議院外交防衛委員会は、同年5月26日、東京大学大学院人文社会系研究科准教授六反田豊君及び拓殖大学教授下條正男君から意見を聴取した。各参考人からは、朝鮮王朝儀軌等の引渡し対象図書や韓国に所在する日本由来の図書の歴史的・文化的価値、図書の引渡しが日韓関係に与える影響等について意見が述べられたが、本稿では、紙幅の関係でその内容を紹介できないため、詳細は当日の委員会議録を参照願いたい。
- ²¹ 参議院本会議での協定の採決は押しボタン式投票で行われており、参議院ホームページに投票結果が掲載されている。（<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/vote/177/177-0527-v001.htm>）
- ²² 第177回国会衆議院外務委員会議録第8号9頁、11頁（平23.4.22）
- ²³ 第177回国会衆議院外務委員会議録第8号6頁、9頁（平23.4.22）
- ²⁴ 第177回国会衆議院外務委員会議録第8号16頁（平23.4.22）、参議院外交防衛委員会議録第10号12頁（平23.5.24）
- ²⁵ 第177回国会参議院外交防衛委員会議録第11号23頁（平23.5.26）
- ²⁶ 第177回国会参議院外交防衛委員会議録第10号4頁（平23.5.24）
- ²⁷ 「日韓併合100年首相談話 鳩山-仙谷ライン主導」『毎日新聞』（平22.8.11）
- ²⁸ 第177回国会衆議院外務委員会議録第9号18頁（平23.4.27）
- ²⁹ 第177回国会衆議院外務委員会議録第8号5頁（平23.4.22）
- ³⁰ 第177回国会衆議院外務委員会議録第9号20～21頁（平23.4.27）。なお、外務省は、「日本政府が保管している」とは、日本の内閣とその統轄下にある行政機関が保管していることを意味するとしており、国会、裁判所、地方自治体、独立行政法人などが保管しているものは対象外である。
- ³¹ 第177回国会参議院外交防衛委員会議録第10号6頁（平23.5.24）
- ³² 第177回国会参議院外交防衛委員会議録第10号5頁（平23.5.24）
- ³³ 第177回国会衆議院外務委員会議録第9号17頁（平23.4.27）
- ³⁴ 第177回国会衆議院外務委員会議録第8号12頁（平23.4.22）
- ³⁵ 第177回国会衆議院外務委員会議録第8号9～10頁（平23.4.22）
- ³⁶ 第177回国会衆議院外務委員会議録第8号3頁（平23.4.22）
- ³⁷ 第177回国会参議院外交防衛委員会議録第10号8頁（平23.5.24）
- ³⁸ 「衆議院議員新藤義孝君提出朝鮮王朝儀軌等の韓国政府への引渡しに関する質問に対する答弁書」（内閣衆質176第238号、平22.12.10）
- ³⁹ 江戸時代、対朝鮮外交・貿易を幕府から委託された対馬藩宗家に伝わる記録文書。
- ⁴⁰ 第177回国会衆議院外務委員会議録第8号16～17頁（平23.4.22）
- ⁴¹ 第177回国会参議院外交防衛委員会議録第10号7頁（平23.5.24）、第11号14頁（平23.5.26）
- ⁴² 第177回国会参議院外交防衛委員会議録第10号8頁（平23.5.24）
- ⁴³ 第177回国会参議院外交防衛委員会議録第11号16～17頁（平23.5.26）等
- ⁴⁴ 「参議院議員佐藤正久君提出朝鮮王朝儀軌についての内閣総理大臣談話に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質176第58号、平22.11.2）。
- ⁴⁵ 日本政府は、2011年秋に見込まれる李明博韓国大統領の訪日時に図書を引き渡すことを検討しているとの報道がある（「朝鮮王朝の図書 今秋引渡しへ」『読売新聞』（平23.5.28）等）。
- ⁴⁶ 韓国文化財庁が2010年1月に公表した資料では、韓国国外に流出した文化財は、搬出手段が合法か違法かを問わず、18か国、10万7,857点に及ぶとしており、このうち日本は6万1,409点を占めるとしている。
- ⁴⁷ 「緊急アピール 朝鮮王朝儀軌等の韓国政府への引き渡し協定が抱える問題点」（平成22年12月3日 創生「日本」）（<http://sosei-nippon.jp/data/report101203.pdf>）
- ⁴⁸ 川村陶子「日韓関係前進の一步、韓国文化財『引渡し』」『WEB RONZA+』（2010年8月24日）（<http://astand.asahi.com/magazine/wrpolitics/2010082400012.html>）